

4月の第一厚生棟西側・Sky Gardenの利用申請について

下記のとおり、新歓時期に様々な団体が公平にイベントを開催できるよう、第一厚生棟西側・Sky Gardenの利用申請ルールを、4月のみ変更します。

記

1. 対象場所：**第一厚生棟西側・Sky Garden**
(第三厚生棟西側芝生広場、第一厚生棟西テラス含む)
2. 対象団体：全ての学生団体
(登録団体、学生連盟加盟団体、未登録団体、その他)
3. 対象期間：**4月の昼休み** (12:40～13:30) ※日曜・祝日は利用不可
4. 申請ルール

①各団体**週1日**のみ申請できる。本番、リハーサル、予備日の種類に関わらず、同一週には1日しか申請できない。申請時に使用用途(本番・リハーサル・予備日)を明示すること。

②本番が中止となり、予備日を使用することになった場合は**本番を行う予定であった日の事務室開室時間内に「予備日を使用する」旨を申し出なければ、自動的に予備日は取り消しとなる。**

③**申込開始時期は設定しない**ので、随時申請できる。ただし、できる限りキャンセルがないよう、実施内容が決まってから申請すること。

④申請内容の変更・キャンセルは、**わかり次第事務室に申し出る**こと。**連絡なく利用しなかった場合は以降の利用を認めない場合がある。**

◆特別ルール ～同一週に2日以上入れたい場合～

・**申請日の週に空いている日があれば、同一週であっても複数日の申請が可能。**

ただし当日申請は不可。受け付けは毎週月曜日に開始し、**先着順とする。**

→具体例：4月6日(月)になれば、4月7日(火)・8日(水)・9日(木)・

10日(金)の空いている日であれば、いくつでも申請可能。